

－業務委託標準仕様書－【水道編】 新旧対照表

【新】	【旧】	備 考
<p data-bbox="332 394 1092 674">標準仕様書 －業務委託標準仕様書－ 【水道編】</p> <p data-bbox="501 1478 923 1703">令和5年4月 愛知県企業庁</p>	<p data-bbox="1573 394 2332 674">標準仕様書 －業務委託標準仕様書－ 【水道編】</p> <p data-bbox="1742 1478 2163 1703">令和2年4月 愛知県企業庁</p>	<p data-bbox="2591 1593 2733 1625">適用日改訂</p>

【新】	【旧】	備 考
目 次	目 次	
第 1 編 設計業務委託標準仕様書	第 1 編 設計業務委託標準仕様書	
第 1 章 共通事項	第 1 章 共通事項	
第 1 節 総 則..... 1-1	第 1 節 総 則..... 1-1	
1-1-1 適 用..... 1-1	1-1-1 適 用..... 1-1	
1-1-2 用語の定義..... 1-1	1-1-2 用語の定義..... 1-1	
1-1-3 監 督 員..... 1-2	1-1-3 監 督 員..... 1-2	
1-1-4 管理技術者..... 1-2	1-1-4 管理技術者..... 1-2	
1-1-5 照査技術者及び照査の実施..... 1-3	1-1-5 照査技術者及び照査の実施..... 1-3	
1-1-6 担当技術者..... 1-5	1-1-6 担当技術者..... 1-5	
1-1-7 提 出 書 類..... 1-5	1-1-7 提 出 書 類..... 1-5	
1-1-8 打 合 せ 等..... 1-6	1-1-8 打 合 せ 等..... 1-6	
1-1-9 業務計画書..... 1-6	1-1-9 業務計画書..... 1-7	記載内容の増加等に 伴うページ数の修正
1-1-10 資料等貸与及び返却..... 1-7	1-1-10 資料等貸与及び返却..... 1-7	
1-1-11 浄水場等への立入り..... 1-8	1-1-11 浄水場等への立入り..... 1-8	
1-1-12 関係官公庁への手続き等..... 1-9	1-1-12 関係官公庁への手続き等..... 1-9	
1-1-13 地元関係者との交渉等..... 1-9	1-1-13 地元関係者との交渉等..... 1-9	
1-1-14 土地への立入り等..... 1-9	1-1-14 土地への立入り等..... 1-9	
1-1-15 成果物の提出..... 1-10	1-1-15 成果物の提出..... 1-10	
1-1-16 関連法令及び条例の遵守..... 1-10	1-1-16 関連法令及び条例の遵守..... 1-10	
1-1-17 検 査..... 1-11	1-1-17 検 査..... 1-11	
1-1-18 部 分 使 用..... 1-11	1-1-18 部 分 使 用..... 1-11	
1-1-19 再 委 託..... 1-11	1-1-19 再 委 託..... 1-11	
1-1-20 成果物の使用等..... 1-12	1-1-20 成果物の使用等..... 1-12	
1-1-21 守 秘 義 務..... 1-12	1-1-21 守 秘 義 務..... 1-12	
1-1-22 安全等の確保..... 1-13	1-1-22 安全等の確保..... 1-13	
1-1-23 保険加入の義務..... 1-14	1-1-23 保険加入の義務..... 1-14	
1-1-24 個人情報の取扱い..... 1-14	1-1-24 個人情報の取扱い..... 1-14	
1-1-25 行政情報流出防止対策の強化..... 1-16	1-1-25 行政情報流出防止対策の強化..... 1-16	
1-1-26 受発注者の責務..... 1-18	1-1-26 受発注者の責務..... 1-18	
1-1-27 業務の着手..... 1-18	1-1-27 業務の着手..... 1-18	
1-1-28 設計図書の支給及び点検..... 1-18	1-1-28 設計図書の支給及び点検..... 1-18	
1-1-29 修補..... 1-19	1-1-29 修補..... 1-19	
1-1-30 条件変更等..... 1-18	1-1-30 条件変更等..... 1-18	
1-1-31 契約変更..... 1-19	1-1-31 契約変更..... 1-19	
1-1-32 履行期間の変更..... 1-20	1-1-32 履行期間の変更..... 1-20	
1-1-33 一時中止..... 1-20	1-1-33 一時中止..... 1-20	
1-1-34 発注者の賠償責任..... 1-21	1-1-34 発注者の賠償責任..... 1-21	
1-1-35 受注者の賠償責任..... 1-21	1-1-35 受注者の賠償責任..... 1-21	

【新】	【旧】	備 考
1-1-36 臨機の措置..... 1-21	1-1-36 臨機の措置..... 1-21	
1-1-37 履行報告..... 1-22	1-1-37 履行報告..... 1-22	
1-1-38 屋外で作業を行う時期及び時間の変更..... 1-22	1-1-38 屋外で作業を行う時期及び時間の変更..... 1-22	
1-1-39 低入札価格調査への協力..... 1-22	1-1-39 低入札価格調査への協力..... 1-22	
1-1-40 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置..... 1-22	1-1-40 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置..... 1-22	
1-1-41 新技術の活用について..... 1-22	1-1-41 新技術の活用について..... 1-22	
第2節 設計業務一般..... 1-22	第2節 設計業務一般..... 1-22	
1-2-1 使用する諸基準..... 1-23	1-2-1 使用する諸基準..... 1-23	
1-2-2 現地踏査..... 1-23	1-2-2 現地踏査..... 1-23	
1-2-3 設計業務等の種類..... 1-23	1-2-3 設計業務等の種類..... 1-23	
1-2-4 設計業務の内容..... 1-23	1-2-4 設計業務の内容..... 1-23	
1-2-5 設計業務の条件..... 1-24	1-2-5 設計業務の条件..... 1-23	
1-2-6 設計業務の成果..... 1-25	1-2-6 設計業務の成果..... 1-24	
第2章 水道施設設計	第2章 水道施設設計	
第1節 埋設管路設計..... 1-26	第1節 埋設管路設計..... 1-26	
2-1-1 設計区分..... 1-26	2-1-1 設計区分..... 1-26	
2-1-2 詳細設計..... 1-26	2-1-2 詳細設計..... 1-26	
第2節 推進工・シールド工設計..... 1-29	第2節 推進工・シールド工設計..... 1-29	
2-2-1 設計の区分..... 1-29	2-2-1 設計の区分..... 1-29	
2-2-2 基本設計..... 1-29	2-2-2 基本設計..... 1-29	
2-2-3 推進工詳細設計..... 1-32	2-2-3 推進工詳細設計..... 1-32	
2-2-4 シールド工詳細設計..... 1-34	2-2-4 シールド工詳細設計..... 1-34	
第3節 水管橋設計..... 1-38	第3節 水管橋設計..... 1-38	
2-3-1 設計の区分..... 1-38	2-3-1 設計の区分..... 1-38	
2-3-2 基本設計..... 1-38	2-3-2 基本設計..... 1-38	
2-3-3 詳細設計..... 1-41	2-3-3 詳細設計..... 1-41	
2-3-4 耐震診断..... 1-43	2-3-4 耐震診断..... 1-43	
第4節 調整池・配水池の設計..... 1-44	第4節 調整池・配水池の設計..... 1-44	
2-4-1 設計の区分..... 1-44	2-4-1 設計の区分..... 1-44	
2-4-2 基本設計..... 1-45	2-4-2 基本設計..... 1-44	
2-4-3 詳細設計..... 1-49	2-4-3 詳細設計..... 1-49	
2-4-4 耐震診断..... 1-50	2-4-4 耐震診断..... 1-50	
第5節 浄水場・ポンプ場の設計..... 1-51	第5節 浄水場・ポンプ場の設計..... 1-51	
2-5-1 設計の区分..... 1-51	2-5-1 設計の区分..... 1-51	
2-5-2 基本設計..... 1-51	2-5-2 基本設計..... 1-51	
2-5-3 詳細設計..... 1-56	2-5-3 詳細設計..... 1-56	
2-5-4 耐震診断..... 1-58	2-5-4 耐震診断..... 1-58	

【新】	【旧】	備 考
<p data-bbox="332 527 1092 810" style="text-align: center;">標準仕様書 —業務委託標準仕様書— 【水道編】</p> <p data-bbox="501 1612 923 1837" style="text-align: center;">令和5年4月 愛知県企業庁</p>	<p data-bbox="1573 527 2332 810" style="text-align: center;">標準仕様書 —業務委託標準仕様書— 【水道編】</p> <p data-bbox="1742 1612 2163 1837" style="text-align: center;">令和2年4月 愛知県企業庁</p>	<p data-bbox="2591 1654 2733 1686" style="text-align: center;">適用日改訂</p>

【新】	【旧】	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 編 設計業務委託標準仕様書</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 共通事項</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>1-1-15 成果物の提出</p> <p>1 受注者は設計業務が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を用いるものとする。</p> <p>4 受注者は、設計業務の報告書は、愛知県電子納品運用ガイドライン（案）に基づき、電子納品するものとする。</p> <p>第 2 節 設計業務一般</p> <p>1-2-2 現 地 踏 査</p> <p>受注者は、設計業務の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p>また、受注者は、受発注者間で業務着手段階での設計方針の共有、設計業務の実施に際する問題点の早期発見・早期解決等を図ることを目的に、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、合同現地踏査の完了後速やかに、合同現地踏査の確認・決定事項を整理し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>なお、合同現地調査を発注者が指定する場合、実施回数等は特記仕様書又は数量総括表による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 設計業務委託標準仕様書</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 共通事項</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>1-1-15 成果物の提出</p> <p>1 受注者は設計業務が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を用いるものとする。</p> <p>4 受注者は、設計業務の報告書は、愛知県電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づき、電子納品するものとする。</p> <p>第 2 節 設計業務一般</p> <p>1-2-2 現 地 踏 査</p> <p>受注者は、設計業務の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p>	<p>「(土木編)」の削除</p> <p>合同現地踏査の内容追加</p>

【新】	【旧】	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 編 設備点検業務委託等標準仕様書</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 共通事項</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で約款第 9 条第 1 項に規定する者をいう。</p> <p>1-1-4 管理技術者等</p> <p>1 受注者は、業務における管理技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</p> <p>3 管理技術者に委任できる権限は、約款第 10 条第 2 項に規定した事項とする。</p> <p>4 管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p>5 管理技術者は、点検業務の履行にあたり、過去 10 年以内に同種・類似業務について実務経験があるものとし、記した経歴書を添付するものとする。または同等以上の能力を有する者とする 것도できる。(同等以上の能力を有する者とは 1 級及び 2 級施工管理技士等の国家資格等とする。該当する資格等は業務の主たる部分とする。)</p> <p>6 受注者又は管理技術者は、屋外における業務に際しては、点検者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、業務が適切に遂行されるように現場に常駐し、管理及び監督をしなければならない。</p> <p>なお、管理技術者が屋外作業期間において常駐できない場合は、現場代理人を別途定めるものとする。</p> <p>また、現場代理人を別途定めた場合、管理技術者同様、業務が適正に遂行されるように現場に常駐し、管理及び監督をしなければならない。現場代理人の資格は、過去 10 年以内に同種・類似業務について実績があるものとし、記した経歴書を添付するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 編 設備点検業務委託等標準仕様書</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 共通事項</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で約款第 9 条第 1 項に規定する者をいう。</p> <p>1-1-4 主任技術者等</p> <p>1 受注者は、業務における主任技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>2 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</p> <p>3 主任技術者に委任できる権限は、約款第 10 条第 2 項に規定した事項とする。</p> <p>4 主任技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p>5 主任技術者は、点検業務の履行にあたり、過去 10 年以内に同種・類似業務について実務経験があるものとし、記した経歴書を添付するものとする。または同等以上の能力を有する者とする 것도できる。(同等以上の能力を有する者とは 1 級及び 2 級施工管理技士等の国家資格等とする。該当する資格等は業務の主たる部分とする。)</p> <p>6 受注者又は主任技術者は、屋外における業務に際しては、点検者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、業務が適切に遂行されるように現場に常駐し、管理及び監督をしなければならない。</p> <p>なお、主任技術者が屋外作業期間において常駐できない場合は、現場代理人を別途定めるものとする。</p> <p>また、現場代理人を別途定めた場合、主任技術者同様、業務が適正に遂行されるように現場に常駐し、管理及び監督をしなければならない。現場代理人の資格は、過去 10 年以内に同種・類似業務について実績があるものとし、記した経歴書を添付するものとする。</p>	<p>設備点検業務における技術者名称の変更</p> <p>「主任技術者」 ⇒ 「管理技術者」</p> <p>※点検業務は建設業法の対象外であるが、業法で定める主任技術者と混同することを避けるため</p>

【新】	【旧】	備 考
<p>1-1-6 打合せ等</p> <p>1 点検業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>2 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。</p> <p>1-1-12 検査</p> <p>1 受注者は、約款第 31 条第 1 項の規定に基づき、完了通知を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた業務の整理がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。</p> <p>2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、現場で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 業務成果物の検査</p> <p>(2) 業務管理状況の検査</p> <p>業務の状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>1-1-20 業務の着手</p> <p>1 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。</p>	<p>1-1-6 打合せ等</p> <p>1 点検業務等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>2 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。</p> <p>1-1-12 検査</p> <p>1 受注者は、約款第 31 条第 1 項の規定に基づき、完了通知を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた業務の整理がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。</p> <p>2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、現場で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3 検査員は、監督員及び主任技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 業務成果物の検査</p> <p>(2) 業務管理状況の検査</p> <p>業務の状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>1-1-20 業務の着手</p> <p>1 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。</p>	

【新】	【旧】	備 考
<p style="text-align: center;">第 6 章 管路施設</p> <p>第 1 節 管路施設</p> <p>6-1-1 室付制水弁、ヒューム管土留付制水弁 ブロック室付制水弁</p> <p>1 適用範囲 制水弁の点検範囲は本体、室、及び筐とする。</p> <p>2 作業点検項目</p> <p>(8) 点 検</p> <p>ア 開閉の難易を調査する。 (ア) 室付制水弁、開度計により 2～3° 開閉を行う。 (イ) ヒューム管土留付制水弁、遊びを除いて 2 回転開閉を行う。</p> <p>イ 弁体等の漏水の有無</p> <p>ウ 弁体が動いているかどうかの有無</p> <p>エ 目視による弁室内部の損傷(ひび割れ、鉄筋露出等)有無の確認</p> <p>オ バルブキーが使用できるかどうかの確認</p> <p>力 鉄蓋の異常の有無</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 管路施設</p> <p>第 1 節 管路施設</p> <p>6-1-1 室付制水弁、ヒューム管土留付制水弁 ブロック室付制水弁</p> <p>1 適用範囲 制水弁の点検範囲は本体、室、及び筐とする。</p> <p>2 作業点検項目</p> <p>(8) 点 検</p> <p>ア 開閉の難易を調査する。 (ア) 室付制水弁、開度計により 2～3° 開閉を行う。 (イ) ヒューム管土留付制水弁、遊びを除いて 2 回転開閉を行う。</p> <p>イ 弁体等の漏水の有無</p> <p>ウ 弁体が動いているかどうかの有無</p> <p>エ 弁室の壁にクラックがあるかどうかの確認</p> <p>オ バルブキーが使用できるかどうかの確認</p> <p>力 鉄蓋の異常の有無</p>	<p style="text-align: center;">点検内容の拡充</p>